

令和8年2月

定例農業委員会総会 議事録

令和8年2月10日（火）

宗像市農業委員会

令和8年2月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和8年2月10日				
招集の場所	宗像市役所北館 第202会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和8年2月10日 午後4時00分	会 長	吉武 順子	
	閉会	令和8年2月10日 午後4時40分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席23人 欠席0人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
1	吉武 順子	○	13	石松 健一郎	○
2	田中 康雄	○	14	佐藤 裕治	○
3	薄 幸一	○	15	吉永 和義	○
4	岩佐 政子	○	16	寺尾 悦治	○
5	内田 浩徳	○	17	福嶋 仁士	○
6	松井 徳一郎	○	18	和田 孝夫	○
7	安永 正志	○	19	中富 清美	○
8	中山 博之	○	20	原田 義久	○
9	綱脇 正幸	○	21	深田 誠	○
10	山下 隆広	○	22	白石 拓也	○
11	天野 寛子	○	23	石松 幸夫	○
12	山田 堅	○			
農業委員会事務局職員 田志事務局長 河野主任主事					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	なし			
	退場	なし			
議事録署名人	8番	中山 博之	9番	綱脇 正幸	

令和8年2月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

受付NO3 承認

受付NO4 承認

受付NO5 承認

受付NO6 承認

第2号議案 あっせんの申出について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

受付NO3 承認

第3号議案 農用地利用集積等促進計画（農地売買等事業）について

受付NO1 承認

受付NO2 承認

受付NO3 承認

受付NO4 承認

第4号議案 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）に係る意見聴取について

承認

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出について

第2号 農地法第5条の規定による届出について

○議長

令和8年2月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。

ただいまの出席委員は23名です。

よって、令和8年2月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に、議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっておりますので、指名いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。6件の案件が申請されています。それでは、受付NO1から審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

受付NO1の説明をします。譲受人の●●さんですが、●●でも不耕作の田んぼが多かったのですが、今まで不耕作の田んぼがきれいになり、近所に一緒に協力してもらう人がいると聞いていました。そのあと何日かして、●●さんが田んぼを購入したいと話にきたので、田んぼ買って以前のように荒らされては困るという話をすると、実は若い人を2人雇って一緒に耕作するようにしていますということでした。それで、正月明けにパトロールに行くと、いつも荒れていた2反くらいの田んぼもきれいになっていました。これは本気でやるんだなと思っています。ご審議お願いします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。委員。

○委員

今回の譲受人は、若い方なんですか。

○委員

60代後半です。

○議長

はい、委員。

○委員

去年、●●さんから田んぼを借りて耕作していたのが僕の知り合いで、今、雇われてと言われたんですが、その知り合いは●●さんから田んぼを借りて作ると言われていたんですよ、女性と男性2人で協力して5反の田んぼをやるということで種を蒔いたけどうまく発芽しなくて、僕のところにご相談にきました。じゃあもう自分の苗を植えてやるよといって、ポット苗だったので田植え機を持って行って田植えをしました。そこそこできたんですけど、話のずれがあって、雇われてと言われたんですが、僕はその知り合いからは●●さんから借りてやると聞いていたので、今後田んぼを作るんだったらちゃんと中間管理事業とかでちゃんと農地の契約をしてからやった方がいいよ、あとあといざこざがおこると困るのでとアドバイスしました。なんでかわからないんですが、●●さんはそれに難色を示したと聞いています。僕はその女性が借りて田んぼをやると聞いていたので、そこにずれがあると感じています。

○委員

雇うのか、貸してやるのかははっきりわかりませんが、以前荒れていた農地もどんどんきれいにしていっているし、本人もきちんと作りますと言っているので、自分もきちんと作るようにと言っています。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。賛成多数です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

遊休農地にならずに、耕作していただければと思います。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

贈与ということでわかるように譲受人と譲渡人は親戚関係になります。現状、野菜などが作られており、特に問題ないと思います。以上です。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

譲受人の●●さんにつきましては、●●を営んである方だそうで、すでに借りて水稻を作られていたところを、売買というかたちで購入されて、引き続き作られていくということです。とても意欲のある方でしたので、特に問題ないと考えています。以上です。ご審議お願いします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします

○事務局

(第1号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO4の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受

けたいと思います。お願いいたします。

○委員

●●さんと●●さんは友人関係で、●●の●●さんの農地は以前畑だったんですが、それが今荒れてしまっています。今回、贈与で●●さんがいただいて、今、建設会社に頼んで伐根したりとかして、きれいにされています。以上です。よろしくお願いします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO4について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO5について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO5について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO5の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

受付NO5について説明します。譲受人と譲渡人は近所の方で、資料の8ページをみてもらうとわかるんですけど、申請地の畑の下に譲受人の●●さんのお家があります。●●さんがこの畑の面倒をみきれないということで、●●さんが買うということで話がまとまっています。昨年8月の大雨で法面が崩れているため自分で補修したいと、人の土地だとできないので、購入して補修したいと、今回こういうふうになっています。現在、除草などはされていますので、問題ないと思います。以上です。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。委員。

○委員

この●●さんは、後継者はいらっしゃるのでしょうか。

○委員

●●さんたちが手伝ってはいます。

○委員

実は同級生になるんですよ。だから、土地を買ってやるのは、大変いいことだと思っています。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO5について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO5について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO6について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(第1号議案の受付NO6について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO6の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○委員

譲受人の●●さんですが、昨年の総会において転用申請を提出された方として、9ページの地図ですが、こちらの申請地のすぐ右手に自宅を建設しています。左下のハウスでキュウリを栽培されています。取得後の農地については、野菜を栽培していくそうです。特に問題ないと思います。以上です。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について、担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO6について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO6について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。3件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO3について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1から受付NO3についての説明がありました。この件につきましては、人事案件になりますので、質疑を終結いたします。

○議長

第2号議案、受付NO1から受付NO3について、あっせん委員の選出にあたっては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長の指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

それでは、受付NO1から受付NO3のあっせん委員を指名いたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは次に、第3号議案「農用地利用集積等促進計画（農地売買等事業）について」を議題といたします。4件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO4について、一括して事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO1から受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1から受付NO4についての説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1から受付NO4について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1から受付NO4については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業）に係る意見聴取について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案、農用地利用集積等促進計画についての説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案、農用地利用集積等促進計画について承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、農用地利用集積等促進計画について、承認することに決定いたします。

○議長

それでは最後に、報告事項の報告を行います。報告事項は2件であります。

報告事項第1号「農地法第4条の規定による届出について」と報告事項第2号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会で報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号及び報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号と報告事項第2号の報告がありました。この件につきましては、報告になりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員会総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員会総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和8年2月定例農業委員会総会は閉会いたします。